

令和8年度入学料免除申請要領【第2回目提出分】

下記に掲げる「1. 免除選考対象者」のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考の上、入学料の全額又は半額を免除することができます。免除を希望する者は、下記により申請してください。

1. 免除選考対象者

- (1) 各学類・大学院研究科に入学する者が、次の1に該当する特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められる者
- イ. 入学前1年以内に入学者または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - ロ. 入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合
 - ハ. 前記に準ずる場合で、学長が相当と認める理由がある場合
- ※大規模災害の場合は、2011年3月以降の災害が該当
- (2) 大学院研究科に入学する者で、経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ学業が優秀であると認められる者

2. 申請書類

- (1) 入学料免除願（別紙様式第1）【第1回目提出済】
- ※東日本大震災等の激甚災害により被災した場合は、
「入学料免除願【災害特別枠】（別紙様式第1）」を使用

- (2) 提出書類一覧表（別紙様式2） ··· 3~4頁
 (3) 家庭の収入状況調書および
奨学金受給状況申立書（別紙様式3） ··· 5頁
 (4) (2) で該当する証明書類



【第2回目提出】

3. 受付期間

【第1回目提出書類】	入学手続開始日区分	12月12日	2月11日	3月7日	3月21日
	申請受付期間	12月12日	2月11日	3月7日	3月21日
	(1) 入学料免除願提出期間 (受付期間必着)	~ 12月19日	~ 2月18日	~ 3月15日	~ 3月27日

第1回目の「入学料免除願」申請後に第2回目提出の手続きを進めてください。

【第2回目提出書類】	提出書類一覧表の該当書類	令和8年3月15日～令和8年4月1日 (受付期間最終日の17時必着のこと)
	上記申請書類の(2)から(4)	

4. 送付先

第1回目提出書類：入学手続書類に同封して提出してください。

第2回目提出書類：必ず簡易書留で下記宛てに郵送してください。

〒960-1296 福島市金谷川1番地 福島大学 学生支援課 生活支援係 入学料免除担当

5. 注意事項

- (1) すでに入学料を納入している者は、免除申請できません。
- (2) 選考結果が発表されるまでの間、免除を申請した者は、入学料の徴収が猶予されていますので納入しないでください。（いったん納入された入学料は返還できません）。
- (3) 選考結果については、学生向け連絡サイト（LiveCampus）でお知らせいたします。（8月中旬予定）
- (4) 選考結果が不許可又は半額免除になった者は、結果発表の日から14日以内に所定の入学料を納入するか、学生支援課に徴収猶予の申請をしてください。猶予が許可された場合、入学料の納入期日が令和8年9月1日まで延長されます。上記期間内に所定の入学料を納入せず、また徴収猶予の申請もしないと除籍処分になりますので、十分、注意してください。なお、納入の際は授業料よりも入学料を優先して納入してください（万が一入学料未納で除籍されても、先に納めていた授業料は返還できません）。
- (5) 申請書類に不備がありますと選考から除外されますので、本要領等を熟読の上、申請書類に不備がないよう注意してください。「入学料免除願」は令和8年4月1日現在の内容で記入してください。第2回目書類提出時に準備できない証明書類は、令和8年4月24日(金)までに、学生支援課へ提出してください。
- (6) 選考を適切に行うため、その事情を証明する書類が必要です。なお、提出いただいた個人情報は入学料免除選考以外の目的には使用されません。

<参考>家計基準

前ページの「1. 免除選考対象者」の（2）に該当すると認められる者は、同一生計の家族（以下、「世帯」という）の特別な事情によって異なりますが、おむね下記の「1. 収入基準」以下であり、かつ、「2. 学力基準」を満たしていることが最低条件となりますので申請する際の参考にしてください。

なお、あくまでも「免除選考対象者」に該当すると認められるのであって、条件を満たしているからといって必ずしも免除になる訳ではありません。

同一生計の家族（「世帯」）とは、申請者と家計支持者（父・母）および家計支持者（父・母）に扶養されている者で、働いていない兄弟姉妹等、別居している祖父母や通学のため一時的に別居している者であっても、家計支持者の扶養親族である場合は「同一生計の家族」に該当します。

1. 収入基準

世帯の特別の事情により異なるが、世帯の年間総所得金額が次の収入基準額以下であること。

区分 世帯人員	学類生		大学院生（修士・博士前期）		大学院生（博士後期）	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
1人	116万円	160万円	124万円	168万円	160万円	204万円
2人	168万円	212万円	180万円	224万円	240万円	284万円
3人	190万円	234万円	205万円	249万円	273万円	317万円
4人	203万円	247万円	220万円	264万円	294万円	338万円
5人	217万円	261万円	236万円	280万円	316万円	360万円
6人	227万円	271万円	245万円	289万円	330万円	374万円

* 総所得金額=総収入金額-(1)必要経費-(2)特別控除額

(1) 必要経費

○給与収入者（給与収入者が2人以上いる場合は各人別に行う、収入金額は所得税等控除前の額）

- ・収入金額104万円以下 ⇒ 収入金額と同じ
- ・収入金額105万円～200万円の場合 ⇒ 収入金額×0.2+83万円
- ・収入金額201万円～653万円の場合 ⇒ 収入金額×0.3+62万円
- ・収入金額654万円以上の場合 ⇒ 258万円

○給与収入以外の者（商業、農業、その他の職業及び臨時的所得等）

その収入を得るために費やした経費（税申告書の必要経費）

(2) 特別控除額（世帯の特別の事情）

就学者、障害者、長期療養者等がいる場合、母（父）子家庭に該当する場合等に控除されます。

就学者=小学：31、中学：46、高校：39～118、高専：39～118、専修39～147、大学：74～180

心身障がい者=99、母（父）子家庭=99 単位：万円

※各種ローン・借金等の負の所得は、一切控除の対象になりません。

2. 学力基準(大学院研究科)

出身大学（博士後期課程入学者については修士課程または博士前期課程）で修得した科目数の70%以上が「良」(B)以上の成績であること。

* 学力判定は、出願時に提出された成績証明書等を参考にします。

* 学費負担者の死亡等、特別な事情による申請については収入基準のみで選考します。

令和8年度【入学料】免除・徴収猶予申請提出書類一覧表（日本人用）

受験番号		氏名	
------	--	----	--

A.必ず提出する書類

該当欄に○印を付す

	提出書類	備考	発行所等	本人 チェック	大学 チェック
1	免除願	本学所定の様式（別紙様式第1または第2）	第1回目書類提出済		
2	提出書類一覧表	本学所定の様式（別紙様式2、この表）			
3	家庭の収入状況調書 奨学生受給状況申立書	本学所定の様式（別紙様式3） JASSO以外の給付奨学生を記入			
4	住民票謄本（世帯全員分の住民票） 〔戸籍謄本〕ではありません	生計を一にする家族全員分（世帯全員）※1 なお、母子父子世帯の場合は戸籍謄本も提示すること（確認後に返却します）	市区町村役所		
※1) 世帯全員	：申請者と家計支持者（父・母）および家計支持者（父・母）に扶養されている者 例）家計支持者に扶養されている者 → 働いていない兄弟姉妹、祖父母等 ＊住民票に生計が別の家族が記載されている場合は生計申立書※4（別紙様式13）を提出				
5	令和6年分所得課税証明書	所得の有無に関わらず家族全員分。 ただし、無職の就学者（本人含む）、幼児は除く	市区町村役所		
※ 課税額の内訳（所得割額、均等割額）配偶者控除、扶養控除人員数等の記載があるものを取得すること。					
※2) 収入に関しては下記No.6以降、該当の書類も提出すること。					

B.本人・家族の中に次の事項に該当する人がいる場合に提出する書類

該当欄に○印を付す

	事項	提出書類	発行所等	本人 チェック	大学 チェック
6	商工農林業等の事業所得者	令和7年分の確定申告書（控）のコピー（第一表・第二表とも提出すること） (決算書または収支内訳書も添付すること)	該当者保管分		
7	給与所得者（1） 令和6年1月以前から現在の勤務先に勤めている場合	令和7年分の源泉徴収票のコピー 源泉徴収票を発行しない事業所の場合は令和7年分の給与支払証明書	勤務先		
8	給与所得者（2） ①令和7年1月以降に就職・転職した場合 ②前年と比較し収入が大きく変動する場合	年収（見込）証明願※4（別紙様式4） ①就職、転職した日から1年間の年収（見込）証明 ②変動した日から1年間の収入見込証明書	勤務先		
9	基準日（※3）前6か月以内に退職または退職予定の者	勤続年数・退職（予定）日付および退職金支給（予定）額を明記した退職（予定）証明書 勤務先からの証明書の提出が不可の場合は退職証明申立書※4（別紙様式11）を提出	勤務先		
10	失業者（受給終了後の無職者を含む）	雇用保険受給資格者証のコピー（金額、受給状況を含む全面）	当該者保管分		
11	年金（恩給）等受給者（老齢・障害・遺族・母子、厚生年金、共済年金、企業年金、農業者年金、児童扶養手当等）	令和7年分の年金（恩給）等の源泉徴収票、最新の支給額改定通知書、振込通知書（1回分で可）、いずれかひとつのコピー 年金受給者は※4（別紙様式10）に貼付	当該者保管分		
12	雑所得（家賃、地代、利子・配当、内職、アルバイト等）のある者	令和7年分の確定申告書（控）のコピーまたは支払証明書	当該者保管分		
13	基準日（※3）前6か月以内に臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡、山林所得等）のあった者	令和7年分の確定申告書（控）のコピーまたは契約書等で金額、受領月日等収入状況がわかるもの	当該者保管分		
14	生活保護法による生活扶助を受けている世帯	令和7年分の支給金額が明記された生活扶助受給証明書等のコピー	社会福祉事務所		

（裏面へ続く）

該当欄に○印を付す

	事 項	提 出 書 類	発行所等	本人 チェック	大学 チェック
15	無職者	無職無収入申立書※4（別紙様式5） (就学者、予備校生、65歳以上の者、雇用保険受給中の者は不要)			
16	障がい者 介護認定者(3~5)	障害者手帳のコピーまたは社会保険事務所長等の証明書、認定書のコピー(要介護度のわかる書類)	当該者保管分 または社会保険事務所等		
17	高等学校以上の就学者および予備校生 (専修学校・各種学校等含む。)進学予定者は入学後に提出すること。	国立学校以外については、当該在学校所定の在学証明書とする ----- 国立学校のみ基準日(※3)に在学する者 在学証明および授業料免除状況証明願※4(別紙様式6) ただし、本人および本学在学者（兄弟姉妹）については提出不要(本学在学者の学籍番号を以下の欄に記載) 学籍番号	在学学校		
	自宅外通学の場合 (本人・兄弟・姉妹)	住民票またはアパートの賃貸契約書のコピーなど 自宅外を証明できる書類（別紙様式6提出者は不要）	当該者保管分		
18	6か月以上長期療養中の者または療養を必要と認められる者 (控除を希望しない者、療養終了者は除く)	長期療養申立書※4（別紙様式7）基準日(※3)前6か月間の支払金額(または療養開始後6か月間の支払予定金額)および今後の療養期間を明記したもの	医療機関等		
19	火災・風水害・盗難等被害世帯	①被害金額を明記した災害状況証明願 ※4（別紙様式8）または市区町村発行の罹災証明書と被害金額を証明する書類。②雑損控除関係書類 なお、保険・損害賠償金等によって補填された場合は、その支払い証明書のコピーを添付すること	消防署または 市区町村役所		
20	家計支持者が家族と別居している世帯 (単身赴任を含む)	別居世帯の必要経費申立書※4（別紙様式9） 基準日(※3)前1年間に別居のために支出した住居費・光熱水費の支払証明書または領収書のコピーを添付	当該者保管分		
21	大学院入学者	成績証明書（本学卒業者以外） 本学卒業者は在学時の学籍番号を下記の欄に記載 学籍番号	当該者保管分		

※1 住民票を異動していない者はアパート等の賃貸借契約書のコピーも提出すること。

ただし、福島大学学生寮に居住している者は不要。

※2 有職の就学者いわゆる社会人学生は、所得の有無にかかわらず所得証明書を提出すること。

※3 基準日は、令和8年4月1日とする。

なお、申請後、基準日までに申請内容に変更があった場合は、至急、学生支援課に申し出ること。

※4 該当者は、本学指定の別紙様式にて申請すること。（別紙様式4～13）

注意事項

- ① 提出する証明書類については、本人チェック欄に○印をすること。
- ② 各種証明書類は申請書の3か月以内の証明のものに限る。

記入いただいた個人情報は、免除等選考のために利用され、その他の目的には利用されません。

家庭の収入状況調書
および奨学金受給状況申立書

受験番号

氏名

あなたの健康保険負担者：親・本人・その他 / 長期履修期間※夜間主・院生のみ（有・無） ~ 終了）

区分		本人 (千円)	父 名前 (千円)	母 名前 (千円)	続柄 (千円)	続柄 (千円)	続柄 (千円)	続柄 (千円)	備考
給与収入	給料・賃金								
	年金・恩給								
	失業等給付								
	児童扶養手当等								
	生活扶助								
	役員報酬								
	その他の								
	計								

給与収入以外の所得	商・工・自営業								
	農・林・水産業								
	その他の職業								
	家賃								
	地代・利子等								
	その他の								
	臨時所得	退職金							
	保険金								
資産譲渡等									
計									

(注) 裏面の記入要領を参考にして、記入してください。

奨学金受給状況申立書（全員記入）

受給あり / **受給なし** (※JASSO以外の給付奨学金を記入、※受給予定のものも記入)

受給ありの場合、以下を記入してください。

No.	奨学金名称	受給期間	受給月額/年額		
1		年 月 ～ 年 月	月額	円 ×	= 円
2		年 月 ～ 年 月	月額	円 ×	= 円

記入いただいた個人情報は、免除等選考のために利用され、その他の目的には利用されません。

記 入 要 領

1. 基準日現在（令和8年4月1日現在）生計を一にする家族のうち収入のある者について記入すること。
※社会人学生を除く、学生本人のアルバイト収入については記入不要
2. 収入金額及び所得金額は千円未満の端数を切り捨てて記入すること。
3. 同一人で2種類以上の収入がある場合は、区分ごとに記入すること。それが同一区分に該当する場合は、合算した金額（千円未満を切捨て）を記入すること。
4. 基準日現在死亡又は転出した場合は記入不要。ただし、営業所得のように収入が引き続き見込まれる場合は記入する。

区別記入方法

1. 給与収入《俸給・給料・賃金、年金・恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の収入金額》
 - (1) 給料・俸給・賃金・歳費・専従者給与、賞与、役員報酬
 - ・令和7年分の源泉徴収票又は支払調書の「支払金額」を収入金額として記入すること。源泉徴収票又は支払調書のない者、令和7年1月以降に就職又は転職した者については、『年収（見込）証明願（本学所定別紙様式4）』で証明のあった年間収入（見込）額を記入すること。
 - ・基準日現在失業している場合は、前年に収入があつても失業前の職業による収入は記入しない。
 - ・専従者給与も給料として扱うこと。
 - (2) 年金（国民・厚生・共済・老齢福祉・農業者・障害・遺族・基金・個人）、恩給、児童扶養手当
 - ・令和7年分の年金等の源泉徴収票の「支払金額」を収入金額として記入すること。ただし、令和7年1月以降に支給額が改定された場合は、改定してから1年間の受給見込額を算出して記入すること。
 - (3) 失業等給付（失業保険、傷病手当金、育児休業給付）
 - ・基準日現在受給している場合にのみ、その受給総額（見込額を含む）を記入すること。
ただし、季節労働者の場合は賃金と失業給付金をそれぞれ記入する。
 - (4) 生活扶助
 - ・基準日現在受給している場合にのみ、令和7年中に受けた受給総額を記入すること。
令和7年1月以降に支給が開始された場合には、1年間の受給見込額を算出し記入すること。
2. 給与収入以外の所得
 - (1) 商業、工業、林業、水産業
 - ・令和7年分の確定申告書の所得金額を記入すること。確定申告をしていない場合は令和7年1月～12月の収入金額を基礎として次の計算式により算出した所得金額を記入すること。
所得金額＝収入金額（年間売上高）－必要経費《売上品原価（棚卸資産は除く）、営業経費》
 - (2) 農業
 - ・令和7年分の確定申告書の所得金額を記入すること。確定申告をしていない場合は令和7年1月～12月の収入金額を基礎として次の計算式により算出した所得金額を記入すること。
所得金額＝収入金額－必要経費（肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等の購入費）
 - ・収入金額には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、農作物以外（牧畜・酪農・養鶏等）の収入及び副業（わら加工等）収入も加算すること。
なお、自家消費分も販売価格に換算して含めること。また、とも補償金や転作奨励金についても加算すること。
 - (3) その他の職業（給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業）
 - ・令和7年分の確定申告書の所得金額を記入すること。確定申告をしていない場合は令和7年1月～12月の収入金額を基礎として次の計算式により算出した所得金額を記入すること。
所得金額＝収入金額－必要経費
 - (4) 家賃、地代、利子、配当、親戚等からの援助（食料等も金額に換算すること）
 - ・令和7年分の確定申告書の所得金額を記入すること。確定申告をしていない場合は令和7年1月～12月の収入金額を基礎として次の計算式により算出した所得金額を記入すること。
所得金額＝収入金額－必要経費
 - (5) 臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡、山林所得等）
 - ・基準日の6か月以内にあった臨時所得については、公租公課等の経費を差し引いた金額を所得金額として記入すること。なお、確定申告を行っている場合は、令和7年分の確定申告書の所得金額を記入すること（譲渡所得の内訳書等も添付すること）。

免除・徴収猶予申請書類の記入方法等について

まず、「提出書類一覧表（別紙様式2）」を使って、提出する必要がある書類を確認してください。別紙様式2の「A」に挙げられている書類は、申請者全員が提出する必要があり、「B」に挙げられている書類は、その事項に該当する人がいる場合、提出が必要になります。

以下に各書類の説明を記載しますので、申請書類準備の際の参考にしてください。

「1・免除願（別紙様式第1）又は徴収猶予願（別紙様式第2）」（全員必須）

保護者の署名欄以外は、申請者である学生本人が記入するのが原則です。本人の現住所は、自分が実際に生活している住所を記入してください。実家から住民票を移していない人は、アパートの契約書（学生の名前、アパート名、所在地が確認できる部分）の写しを提出ください。

この書類の申請理由欄には、免除申請を希望する理由を詳細に記入してください。（母子・父子家庭の場合は、養育費等の仕送りの有無、金額等についても記入願います）。

後述の「住民票謄本」を元に、同一生計の家族（「世帯」）について必要事項を記入する必要があります。職業の欄は空白にせず、専業主婦や無職の場合もその旨を記入してください。職種のみではなく、勤務先名も記入してください。学校に通っている兄弟姉妹は、表面ではなく、裏面の「就学者」の欄に記入してください。申請時に4月以降の進学先が未定の場合は、「就学者」欄に名前だけ記入し、学校名等は空欄のままで構いません。

なお、様式中で網掛け（□）になっている部分は、大学で担当者が記入する欄ですので、何も記入しないでください。

※災害特別枠の方は、家計支持者または学生本人の氏名の記載がある、罹災証明書（写し）を添付してください。

同一生計の家族（「世帯」）とは、申請者と家計支持者（父・母）及び家計支持者（父・母）に扶養されている者で、働いていない兄弟姉妹等、別居している祖父母や通学のため一時的に別居している者であっても、家計支持者の扶養親族である場合は「同一生計の家族」に該当します。

「2・提出書類一覧表（別紙様式2）」（全員必須）

この表で提出する必要のある書類が何かをチェックします。左側の事項に該当するものの欄に○印を付けていき、必要となる書類を用意してください。

「3・家庭の収入状況調書および奨学金受給状況申立書（別紙様式3）」（全員必須）

源泉徴収票や確定申告書等から家族各員の収入状況を記入していただきます。複数の収入がある場合（会社員だが、自宅での農業収入がある場合など）は、それぞれについて記入する必要があります。（社会人学生を除く、学生本人のアルバイト収入については記入不要です。）

源泉徴収票の場合は、「支払金額（控除前の金額です）」を、確定申告書の場合は、「所得金額（控除済みの金額です）」をそれぞれ記入してください。

金額は千円未満を切り捨てて、「千円単位」で記入してください。

記入例：1, 313, 650（円） → 1, 313（千円）

奨学金受給状況申立書には、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金以外で、地方自治体・各種団体等から受けている返還しなくてもよい給付奨学金を記入してください。

※これから受給する予定の給付奨学金についても記入してください。

「4・住民票謄本」（全員必須） ※原本

申請者の家計を算出するにあたり、住民票謄本（世帯全員が記載されている）により把握します。同一生計の家族（「世帯」）全員分の住民票謄本を市役所・町役場等で取得の上、提出してください。※住民票謄本に記載している場合でも、すでに就職して別生計の兄弟姉妹等は、同一生計の家族に含めませんので、「別紙様式13・生計申立書」を提出ください。

※県外の大学等に在籍し、自宅外通学をしている場合は同一生計者として扱いますので、在学証明書等及び住民票又はアパートの賃貸契約書の写しを提出ください。（国立学校の場合は「別紙様式6」を提出。）

*母子・父子家庭の方は、事実確認のため「戸籍謄本」の提示もお願いします。確認後返却しますので、ご協力ください。

「5・令和6年分所得課税証明書」(全員必須) ※原本

就学者（本人及び未就学児童）を除く世帯全員分を提出する必要があります。無職者・年金受給者も必須です。なお、社会人学生は本人の分も提出してください。

【取得する時の注意点】※記載項目の省略ない所得課税証明書を提出してください。

所得額の内訳（市県民税の所得割額、均等割額）、配偶者控除、扶養控除人員数の記載があるものを市役所・町役場等で取得してください。

◎所得課税証明書は一年間の所得金額だけでなく、その方の所得の種類（給与所得・営業所得・農業所得・年金所得等）を確認するために必要です。

令和6年分		市民税・県民税所得課税証明書			市・県民税の所得割額・ 均等割額の記載のある証明書
住所	福島県福島市金谷川1番地	生年月日			
氏名	福島 太郎				
合計所得金額 (令和6年分)	市 民 税	県 民 税	年 税 額	摘要	
○○○○○円	所得割額 ○○○○円	均等割額 ○○○○円	○○○○○円		
所得の内訳	給与所得 以下余白 公的年金等収入 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除 配偶者特別控除 基礎控除・その他	収入の内訳 専従給与収入 その他の収入 所得控除の内訳 小規模共済年金街金等 本人除外障害者	控除対象配偶者 扶養親族 本人該当項目	無(※※※) 計 3人 内老人扶養 0人 (同居親族等 0人) 内同居特別障害者 0人 内特定扶養 2人 特別障害者 0人 その他障害者 0人 無	配偶者控除、扶養控除人数の 記載がある証明書
備考					

上記のとおり相違ないことを証明します。

「6・商工農林業等の事業所得者」

自営業や農業など、事業による収入がある人（本業でない場合でも）は、「令和7年分確定申告書の本人控」のコピーを提出してください。申告書を提出する際に、本人保管用として返却されたもの等を提出してください。

提出する場合は、申告書の「第一表」「第二表」両方を提出してください。また、申告時の添付資料である「決算書」または「損益計算書」のどちらかを併せて提出してください。

* 「会社経営者」令和7年分の会社の決算状況を判断できる書類（貸借対照表、損益計算書、利益処分書等）を提出してもらう場合があります。必要がある場合は受付時に指示しますので、ご協力をお願いします。

「7・給与所得者（1）又は「8・給与所得者（2）」

授業料免除の選考にあたっては、前年（令和7年1月1日～12月31日）の収入を基に、一年間の収入を算定します。そのため、該当者の「現在の勤務先」への就職が令和7年1月1日より前か後かで提出する書類が違ってきますので注意してください。家計支持者が父親で、母親や兄弟（就学者以外）がパート・アルバイトなどをしている場合等は、その分の源泉徴収票も提出する必要があります。

「別紙様式3」に
記入する金額です

↓

5,000(千円)

源泉徴収票の「中途就・退職」の欄を見てください。「就職」の欄に*印がついていませんか? ついていない場合は「給与所得者(1)」の扱いですので、源泉徴収票のみで構いません。「就職」の欄に*印がついていて、「令和7年〇月〇日」と日付が入っている場合は、「給与所得者(2)」の扱いとなります。1年間(12ヶ月)分の金額になっていないため、源泉徴収票だけではなく、「別紙様式4・年収(見込)証明願」により就職の日から一年分の給与支払(予定)額を申告する必要があります。該当者の勤務先事務担当者に依頼して作成してもらってください。

また、令和8年になってから現在の職場に転職した人も同じく「別紙様式4・年収（見込）証明願」を提出してください。

「9・退職（予定）者」

基準日(※)から遡って6ヶ月以内に、前の職場を退職した人は、前職場に依頼して「勤続年数」「退職(予定)年月日」「退職金支給(予定)額」を記載した「退職(予定)証明書」を作成してもらってください。様式は任意としますが、先述の3点は必ず記載してもらってください。証明者は勤務先の事業担当者で構いません。

※前勤務先からの証明書の提出不可の場合は、「別紙様式11・退職証明申立書」を提出してください。

「10・失業者」

現在無職で、雇用保険の給付手続き及び受給を受けている人は「雇用保険受給資格者証」(両面)の写しを提出する必要があります。コピーする際には、必ず受給者の氏名の他、「基本手当日額」「所定給付日数」「受給状況」が記載されていることを確認してください。

「11・年金等受給者」

老齢・遺族・母子・障害者年金、農業者年金、厚生年金、共済年金などの他、児童扶養手当を受けている者がいる場合、その年間の受給状況を確認するために「年金の源泉徴収票」又は「最新の改定通知書」、「児童扶養手当証書等の手当金額がわかる書類」等を提出する必要があります。年金受給者は「別紙様式10・年金受給状況調書」に受給者の「氏名」、「年金の種類」、「支給額」が確認できるようにコピーを貼り付けて、年金の種類、受給年額を記入して提出してください。

「12・雑所得があつた者」

家賃収入や地代収入、利子収入がある者は、令和7年分の確定申告書等の写しを提出する必要があります。内容については、「6・商工農林業等の事業所得者」の項目を参照してください。

「13・臨時所得があった者」

基準日(※)以前6ヶ月以内に退職金、保険金等の臨時所得があった場合、臨時所得の種類や収入のあった年月日、金額等が確認できる書類のコピーを提出してください。振込通知書や通帳の写し（該当部分以外（残高等）は塗りつぶして構いません）で代用しても構いません。

「14・生活保護を受けている世帯」

令和7年中に受給した金額が明記された**生活扶助受給証明書**等のコピーを提出してください。
基準日(※)以降、受給が終了している場合は不要です。

「15・無職の者」

ここでいう「無職」には、就学者（予備校含む）、65歳以上で年金を受けている者、雇用保険を受給している者は含みません。専業主婦や宅浪生は無職者となりますので、「別紙様式5・無職無収入申立書」により無職無収入であることを申し立てください。

「16・障がい者・要介護認定者」

家族の中に障害者又は要介護認定者（介護認定3以上）がいる場合、特別控除の対象となります。証明のために、「障害者手帳」又は「要介護度認定書」を交付されている人は、氏名や障害の種類又は要介護度がわかる部分の写しを提出してください。

「17・高等学校以上の就学者」

基準日（※）現在で家族の中に就学者がいる場合、一定の控除が受けられます。高校生以上の場合には、通学区分（自宅か自宅外か）・設置者の違い（国公私立の別）により控除の額が変わってきますので、在学証明書を提出してください。中学生以下は必要ありません。

国立学校の場合は「別紙様式6・在学証明及び授業料免除状況証明願」を使用して所属学校の証明を受けてください。国立学校以外の学校に通学している場合は、その学校所定の在学証明書で構いません。

申請時に進学先が未定で、在学証明書が出せない方については、申請受付時にその旨を申し出てください。不備書類として取り扱い、4月以降に追加提出していただく形で対応します。

「18・長期療養中の者」

医療費を控除することができます。（希望者のみ）6ヶ月以上の長期間にわたって療養を受けている者（介護サービスを含む）又は療養を必要と認められる者がいて、その療養費（自己負担分のみ）の控除を希望する場合は、医師の診断書、療養費の領収書（基準日（※）前6ヶ月分）を添えて、「別紙様式7・長期療養申立書」により申し立てください。なお、申請時、すでに療養が終了している者は除きます。

「19・火災・風水害・盗難にあった世帯」

基準日（※）前6ヶ月以内（新入生は1年以内）に災害に遭った場合、その被害金額を証明する書類を提出することにより、控除の対象とすることができます。「別紙様式8・災害状況証明願」により最寄りの警察署・消防署等で証明してもらってください。火災の場合、消防署に提出した「不動産罹（り）災申告書」・「動産罹災申告書」のコピーも添付するようお願いします。

なお、保険等での補填があった場合は、その金額・日付等が確認できる書類も必ず提出してください。

※大規模災害の場合は、2011年3月以降の災害が該当

「20・家計支持者が単身赴任している世帯」

主として家計を支える者（父または母）が、仕事の都合で家族と離れて生活している場合、家計支持者の居住費や光熱水費等を控除の対象とすることができます（上限あり）。「別紙様式9・別居世帯の必要経費申立書」でその経費を計算の上申告してください。

申告に当たっては、一年分の諸費用（光熱費等）の領収書類等のコピーを添付する必要がありますので、該当書類を紛失しないよう注意してください。

（※）申請基準日：令和8年4月1日